

今回の紹介地区 No.157

北海道 滝上町 茂瀬地区

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組事例 (農業生産法人による被災者の雇用)

農業生産法人の概要

平成21年に農家4戸で農業生産法人を設立。平成23年度に地域の耕作放棄地を借り受け、平成24年秋までに7.4haの耕作放棄地の再生を予定。地域の耕作放棄地の解消と経営規模の拡大を目的とし、生産性の向上に取り組んでいる。

経営面積:450ha(畑)

営農作物:牧草

取組の概要

対象面積:7.4ha(畑)

実施期間:平成24年6月21日～平成24年9月30日(予定)

取組のきっかけ:規模拡大の意向を持つ農業生産法人と耕作放棄地所有者との調整が整ったことにより再生利用が実現。また、7.4haの農作業については、近隣に避難されている被災者も含め、新たに雇用を検討。

調整経緯:地域協議会が調整に奔走し、近隣の耕作放棄地で土地所有者との調整を行い、実施に至る。

取組主体:農業生産法人(株)グリーンヴァレー(予定作物:牧草)

募集人数:若干名

作業内容:重機等による伐採・抜根、整地など



再生作業前



再生作業中



再生作業後

今後の予定

再生作業終了後に土壌改良及び営農定着を実施し、平成24年度中に作付けを予定している。

問い合わせ先: 滝上町農業再生協議会 0158-29-2111 (滝上町農業委員会)



今回の紹介地区 No.158

宮城県 南三陸町 入谷地区

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組事例 (被災農家による自営)

被災前の経営概要等

菊種苗の栽培をメインに営農を行っていたが、津波により一部農地が被害を受けたため、住み慣れた戸倉の滝浜地区を離れ、入谷の大船沢地区へ移住。

経営面積:1.3ha(畑)

営農作物:菊

取組の概要

対象面積:21a(畑)

実施期間:平成24年1月～平成24年3月

取組のきっかけ:移住先の大船沢地区の近くで農業を再開するため、町に活用できる支援制度はないか問い合わせがあり、取組が具体化。

調整経緯:地域協議会が近隣の耕作放棄地の所有者に事情を説明し、実施に至る。

取組主体:被災農家1戸(2名)(作物:菊)

作業内容:下刈り、障害物除去、重機による客土及び整地、肥料・石灰等による土壌改良、ハウス整備。



再生作業前



再生作業中



再生作業後

今後の予定

平成24年度より再生した農地で営農再開し、春先に播種を行った。今後は被災前の経営規模を目標に、農地の拡大を図る予定。

問い合わせ先:南三陸地域耕作放棄地対策協議会 0226-46-1378(産業振興課内)



今回の紹介地区 No.159

福島県 会津美里町 下堀地区

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組事例 (地域協議会による実証ほ場での被災者雇用)

被災前の経営概要等

東日本大震災により避難を余儀なくされ、住み慣れた檜葉町を離れ会津美里町の仮設住宅へ避難している方々に対して営農再開の募集を行ったところ、専業農家2戸(稲作、畜産)と家庭菜園の経験のある避難者(2戸)が本事業に取り組むことになった。

経営面積:2.2ha(水田)、1.5ha(牧草)

取組の概要

対象面積:26a(畑)

実施期間:平成24年6月1日～平成25年3月31日(予定)

取組のきっかけ:仮設住宅へ入居している檜葉町からの避難者に本事業の活用を呼びかけたところ、地域協議会へ7名の申込があった。

調整経緯:避難者仮設住宅近くの耕作放棄地について、地域協議会が所有者との調整を行い実施に至る。

取組主体:会津美里町耕作放棄地対策協議会
(試験栽培作物:ソバ、キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、白菜)

作業内容:外注工事による伐採、抜根、土壌改良、試験栽培など



再生作業前



再生作業中



再生作業後

今後の予定

8月中旬～下旬にキャベツ、ブロッコリー、白菜等の植え付け作業を行い、10月には収穫が始まる予定。再生農地を利用して今後の営農再開に向けた安定生産の実証に取り組む。

問い合わせ先:会津美里町耕作放棄地対策協議会 電話番号 0242-56-3934(会津美里町農業委員会)

今回の紹介地区 No.160

青森県 新郷村 西越地区

高齢化に直面するなかで積極的に耕作放棄地の解消に取り組んでいる事例

解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積(農用地区域内):20ha(H23年度)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積:3.7ha

[主な解消事例] 解消面積:1.1ha

実施期間:平成23年8月1日~平成23年10月30日

取組のきっかけ:経営規模の拡大を望む認定農業者と地域の耕作放棄地所有者との調整を図り、再生利用が実現

調整経緯:農業委員会を通じ、土地所有者と賃貸借の調整を行い、実施に至る

取組主体:認定農業者

作業内容:再生作業(刈払い、抜根、深耕、整地)



再生作業前



再生作業中



再生作業後

地域の取組の特徴

新郷村の高齢化率は38%に達するが、経営規模拡大を図る担い手が中心となり、地域協議会のメンバーである村、農業委員会等と連携し農地の利用調整を行うなど、耕作放棄地の解消に積極的に取り組んでいる。

今後の予定

高齢化が進行するなかではあるが、引き続き地域協議会の活動に注力するとともに、自己解消が難しい農地と規模拡大を目指す認定農業者との調整を強化していく。

問い合わせ先:新郷村地域担い手育成総合支援協議会 0178-78-2111(産業建設課産業グループ)

今回の紹介地区 No.161 小矢部市担い手育成総合支援協議会

農業委員会が耕作放棄地解消に積極的に関与している事例

解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積: 8ha (H22年度時点)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 0.7ha (水田)

[主な解消事例] 解消面積: 0.3ha

実施期間: 平成22年4月15日～平成23年3月15日

取組のきっかけ: 地域で栽培されている赤かぶが学校給食で提供されており、この赤かぶ生産拡大による耕作放棄地解消の取組みが具体化

調整経緯: 地区農業委員が小矢部市学校給食センターと取組主体との連携を持ちかけ、実施に至る

取組主体: 宮島峡赤かぶ生産組合 (取組作物: 赤かぶ等)

作業内容: 抜根、耕起、整地、土壌改良等

地域協議会等の取組の特徴

第4回 耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業「全国農業会議所会長特別賞」受賞

地域協議会の事務局の役割も担っている農業委員会が中心となり耕作放棄地の発生防止に取組み、農業委員のほかに遊休農地対策をより強化するための嘱託職員(1名)を配置。また、ほ場整備事業を契機に集落営農組織を育成することができ、担い手への集積率は62%となり、全耕地面積3,474haのうち耕作放棄地はわずか0.2haと解消と未然防止に寄与した。

市内の各集落では、農地・水保全管理支払交付金の活用や直売所を運営するNPO法人との連携、集落営農組織の受託による水田への再生など、多様な取組が展開されている。



再生作業前



再生作業中



再生作業後

今後の予定

地域で支えあう営農体制のさらなる強化を行い、各地区の農業情勢に応じた耕作放棄地発生防止の対策を講じていく予定。

問い合わせ先: 小矢部市担い手育成総合支援協議会 0766-67-1760 (内413 小矢部市農林課内)

今回の紹介地区 No.162 東かがわ市地域農業再生協議会

農業委員会が耕作放棄地解消に積極的に関与している事例

解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積: 23ha(平成22年度時点)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 6.0ha

[事例: 松崎地区] 解消面積: 3.49ha

実施期間: 平成22年10月～平成24年3月

取組のきっかけ: 養蚕農家が廃業し桑園が耕作放棄地となり、イノシシ・サル等のエサ場となっていたため、早急な解決策が求められていた

調整経緯: 東かがわ市経済課、農業委員会、普及センター等が連携し、耕作放棄地対策の事業とともに農地の利用調整を行い、実施に至る

取組主体: (株)ムムム自然栽培農場(取組作物: 有機野菜)

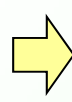
作業内容: 伐採、抜根、耕起、整地、土壌改良、施設等補完整備



再生作業前



再生作業中



再生作業後

地域協議会等の取組の特徴

第4回 耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業「全国農業会議所会長特別賞」受賞事例

地域の農業委員が戸別訪問することにより、後継者の有無など各農家の現状を把握。また、経営規模拡大志向農家への利用集積を念頭に置き、引き受け手を確保している。

地域内で引き受け手が見つからない場合等は「東かがわ市空き農地情報バンク事業」を活用(32件、約2.5ha)するほか、農業委員会会長がリーダーシップを発揮し、集落営農組織の設立による耕作放棄地の解消や所有者の説得などに取り組んでいる。

今後の予定

食育活動やバケツ稲づくりなどを通じて農業への関心を高めるとともに、様々な対策を講じながら、耕作放棄地の解消活動に取り組む予定。

問い合わせ先: 東かがわ市地域農業再生協議会 0879-33-2504(東かがわ市経済課)

めしま

今回の紹介地区 No.163

熊本県 芦北町 女島地区

医療・福祉関係の法人による耕作放棄地再生利用緊急対策の活用事例

取組概要

対象面積:0.73ha(田)

実施期間:平成22年12月10日～平成23年3月18日

取組のきっかけ:障がい者の自立支援、雇用の場の創出等を目的として農業参入を模索し、農業委員や町農林水産課に相談を持ちかけ、取組が具体化

調整経緯:農業委員会を通じて所有者との権利調整を行いながら農地再生等を実施

取組主体:NPO法人 ばらん家^ち(栽培作物:サトウキビ、野菜)

作業内容:再生作業(立木の伐採、抜根、耕起、整地等)、土壤改良

NPO法人の概要

NPO法人 ばらん家

ばらん家は、平成19年の設立当初から医療と福祉との連携を図り、障がい者とその家族等への社会的な生活支援に関する事業等を実施している。

農業委員会を通じて借り受けた農地(耕作放棄地)を再生し、施設利用者が能力に応じて、主に手作業による農作業を行い、野菜やサトウキビを栽培している。

進展状況

再生した農地でサトウキビを栽培し、黒砂糖の商品化を進めている。
 来年度以降も耕作面積を増やしてサトウキビを栽培予定。



再生作業前



再生作業中



再生作業後
(サトウキビ栽培)

問い合わせ先:芦北町担い手支援総合協議会 0966-82-2511(代表)(農林水産課)